

ポジティブリスト制度の対象となる材質

1. 「検討会取りまとめ」等における方向性

- まずは合成樹脂を対象としてポジティブリスト制度を導入すべき。
- 熱硬化性樹脂については、諸外国の状況や業界団体による自主管理の状況等を踏まえ、制度導入の時期や方策に十分配慮すべき。
- 合成樹脂と他の材質を組み合わせた製品についてもポジティブリスト制度の対象とする必要がある。
- 金属、紙、印刷インキ、接着剤等の合成樹脂以外の材質については引き続き、必要性や優先度の検討を行うべき。

2. 前回の議論

- 器具・容器包装の食品に接触する部分に使用される合成樹脂は、その用途に関わらずポジティブリスト制度の対象とする。
- 食品に接触しない部分に使用される合成樹脂は、その成分が一定量を超えて食品に移行する場合はポジティブリスト制度の対象とする。

【これまでの主な意見（概要）】

- ・ 熱硬化性樹脂とコーティングは対象とする方向性が望ましい。
- ・ 熱硬化性樹脂、コーティングや接着剤を、熱可塑性樹脂と同じスピードで進める必要性は検討が必要。優先順位を設定することも可能。
- ・ 食品に接触する接着剤は、規制の対象にすべき。
- ・ 合成樹脂やコーティングの定義を明確化が必要。

3. 本日の検討事項

- 合成樹脂製以外の器具及び容器包装に使用される合成樹脂等の取扱いを以下の通りとすることについて
 - ・ 合成樹脂以外の材質の製造工程で添加される合成樹脂等は、合成樹脂のポジティブリスト制度の対象外とする。
 - ※ 例えば、紙の製造工程において添加される合成樹脂等は、合成樹脂のポジティブリスト制度の対象外とする。ただし、紙製の器具及び容器包装の食品接触面に貼付又は塗布されて合成樹脂の層が形成されている場合は、当該合成樹脂に使用される物質を合成樹脂のポジティブリスト制度の対象とする。
- 食品接触面に合成樹脂の層が形成されている場合は、当該合成樹脂に使用される物質は合成樹脂のポジティブリスト制度の対象とし、多層化された製品の間層（食品非接触層）の合成樹脂に使用される物質は、一定量を超えて食品に移行しないように管理することについて

4. 次回以降引き続き検討する事項

- 金属、紙等の材質についてポジティブリスト制度とする必要性や優先度等について

紙に使用される合成樹脂等について(案)

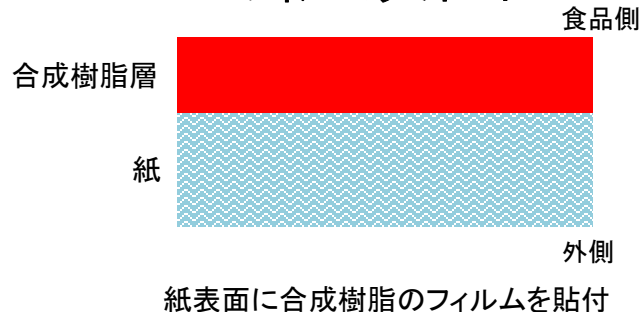
概要

紙に使用される合成樹脂等のうち、食品接触面に合成樹脂の層が形成されている場合は合成樹脂のポジティブリスト制度の対象とする。

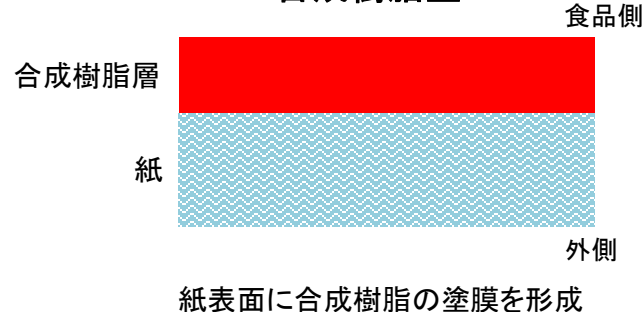
合成樹脂のポジティブリスト制度の対象範囲

対象範囲内

フィルムラミネート



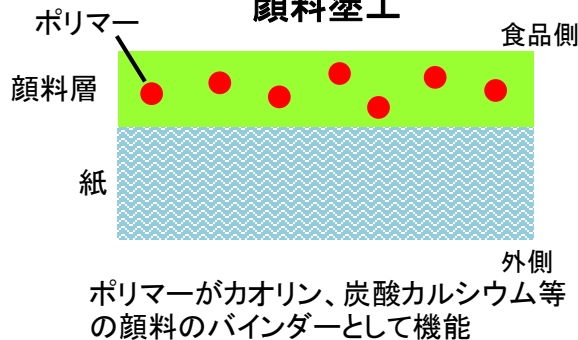
合成樹脂塗工



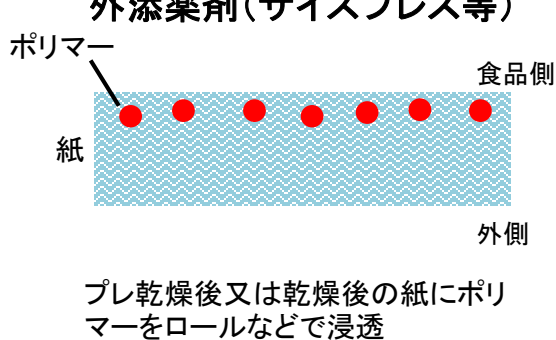
対象範囲外

⇒将来的な紙のポジティブリストで管理

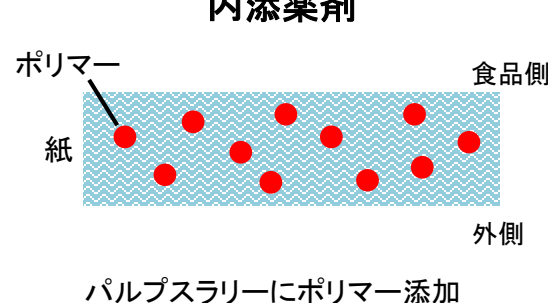
顔料塗工



外添薬剤(サイズプレス等)



内添薬剤



インキ・接着剤の取扱い(案)

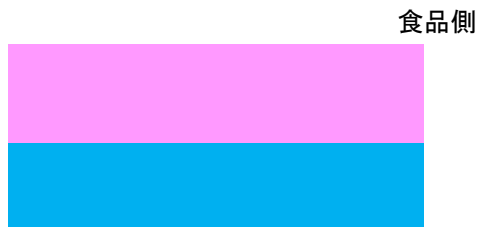
概要

食品接触面に合成樹脂の層が形成されている場合は合成樹脂のポジティブリスト制度の対象とする。中間層(食品非接触層)に使用されるインキ・接着剤は、一定量を超えて食品に移行しないように管理し、同制度の対象外とする。

合成樹脂のポジティブリスト制度の対象範囲

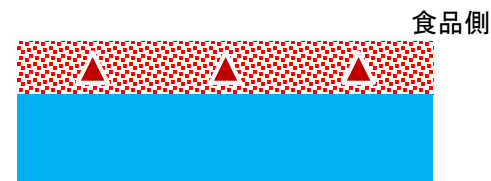
対象範囲内

合成樹脂層 (食品接触層)



例) フィルムラミネート 外側

合成樹脂コーティング層 (食品接触層)

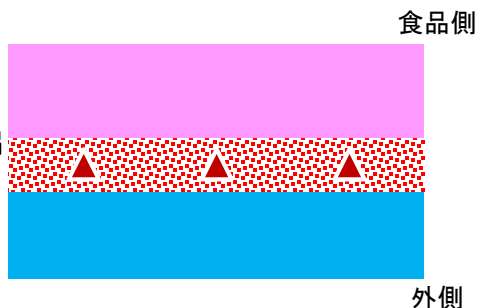


例) ラッカー塗装・ホットメルト等 外側

食品接触面に合成樹脂の層が形成されている場合は、ポジティブリスト制度の対象とする。

対象範囲外

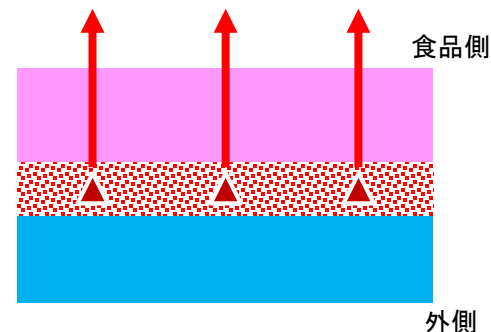
インキ・接着剤層 (食品非接触層)



消費・賞味期限内で、食品に移行しないよう適切な製造管理を実施。

一定量を超えて移行しないことを担保する条件を今後検討。

インキ・接着剤層 (食品非接触層)



食品に移行する場合は、ポジティブリスト制度の対象とする。